

## 2026 年度入学試験問題 出題趣旨（憲法）

公立図書館における図書の閲覧拒否の合憲性を問う出題である。関連する裁判例としては、東京地判平成 13・9・12 があるが、推知報道の禁止（少年法 61 条）に違反する図書の閲覧制限が問題となったケースであり、本問とは事案を異にする。

X 側からは、先ずは、図書の閲覧制限が、閲覧の自由あるいは知る自由（憲法 21 条）の制約に当たることを、それらの権利の重要性を踏まえつつ論じることになる。この場合には、書籍の閲覧が表現行為の前提になっている。後述の論点も意識するなら、X の表現行為やその前提となる情報の摂取が、大学等の研究機関に属する研究者が有する学問の自由に類する性格を持つことも、併せて主張できよう。そのうえで、図書館の性格をも踏まえ（最判平成 17・7・14 を参照）、所蔵資料が原則として公開されるべきこと、問題の図書が入手困難なものであることなどについても、言及することになる。

閲覧制限が認められる場合が限定されなければならないとすると、本問の「規則」が定める非公開の要件が不明確であること、過度に広範であることも問題となり得る。X 側からは、法令違憲の主張だけでなく、規定がただちに違憲とならないとしても、文言の限定が必要であり、閲覧制限が許される場合は、名誉・プライバシーの侵害を理由に不法行為責任が問われる場合や刑罰法規違反の場合などに限られるといった主張も行っておきたい。

「規則」に基づく閲覧制限をめぐっては、X 側からは特に、A は「条例」に基づき勧告・氏名公表の対象になったにとどまり先例とは違いがあること、X の活動は大学等の研究機関に属する研究者に類するものでありそれらの者と区別する合理性はないことなどを主張したいところである。

Y 市側からは、所蔵図書の扱いについては図書館に専門的裁量が認められること、先例も踏まえれば規則の文言は不明確とも過度に広範とも言えないこと、条例の趣旨も踏まえれば今回の閲覧制限は先例に準じたものであること、図書の閲覧や閲覧に基づく表現行為を認めるに条例により禁じられる差別的表現の流布を図書館が助長することになりかねないこと、X は一般市民であり、学問の自由の保障という観点からもまた規則の適用上も、大学等の研究機関に属する研究者と同視することはできないこと、などを主張することができよう。

事例を踏まえ、双方の立場からかみ合った説得的な議論が組み立てられていれば、結論はいずれでもかまわない。